

会計年度任用職員にかかる退職手当の支給要件の変更について

1. 概 要

国の非常勤職員に対する退職手当の取扱い変更に準じ、本市会計年度任用職員にかかる退職手当の支給要件である勤務日数について緩和を行う。

2. 改正内容

【現 行】

フルタイム会計年度任用職員のうち、常勤職員の勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が、引き続いて6月を超える者で、6月を超えてからも引き続き常勤職員の勤務時間以上により勤務する者

【改正後】

フルタイム会計年度任用職員のうち、常勤職員の勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が、引き続いて6月を超える者 (ただし1月間の要勤務日数が20日に満たない場合は、「18日」を、「18日から、20日と当該要勤務日数の差分を減じた日数」とする) で、6月を超えてからも引き続き常勤職員の勤務時間以上により勤務する者

<例>

令和4年9月にフルタイム会計年度任用職員として採用された者が、令和5年2月(要勤務日数：19日)に実際に勤務した日が17日であった場合

	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3
要勤務日数	20	20	20	20	19	19	22
支給要件日数 (改正前)	18						
支給要件日数 (改正後)		18	18	18	17	17	18
実勤務日数 (例)	20	19	20	18	19	17	22

※改正後は令和5年2月末日を超えた後に退職手当の支給要件を満たすこととなる。

3. 実施時期

令和4年10月1日以降の勤務日数の算定より変更する。